

平成26年7月15日(火)

第2回 保健師に係る研修のあり方等に関する検討会

資料4

国立保健医療科学院での 保健師関連研修の概要

国立保健医療科学院
企画調整主幹
曾根智史

戦前

- 1937(昭和12)年 公衆衛生技術者の訓練実施のために、都市保健館(東京京橋)、農村保健館(埼玉県所沢)を設置
 - 1938(昭和13)年 公衆衛生技術者養成機関として、国立公衆衛生院 を設立
- いずれもロックフェラー財団の資金援助による
- 1938(昭和13)年、厚生省の設置



保健所発祥の地 碑
(旧所沢保健所)



旧国立公衆衛生院(港区白金台)



都市型保健所発祥の地
(現東京 中央区保健所)

(旧)国立医療・病院管理研究所

- 1949年 国立東京第一病院(現国立国際医療研究センター)の一室に**病院管理研修所**を開設
(わが国の病院管理・経営の近代化を目指す)
- 1961年 **病院管理研究所**に改組
- 1990年 **国立医療・病院管理研究所**に改組



国立保健医療科学院

- 平成14(2002)年4月1日設置
- 国立公衆衛生院(1938年), 国立医療・病院管理研究所(1949年), 国立感染症研究所の口腔科学部が統合されたもの
- 平成23年4月内部組織再編
- 9統括研究官、7研究部・センター、総務部
- 職員数 常勤107人(研究職76人、行政職29人、指定職2人)



国立保健医療科学院の所掌事務

(厚生労働省組織令第138条)

- 保健医療事業又は生活衛生に係る職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する保健医療及び生活衛生に関する学理の応用の調査及び研究(疾病の診断及び治療に係るものを除く。)を行うこと
- 社会福祉事業に係る職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究(保健医療及び生活衛生に関連するものに限る。)を行うこと

国立保健医療科学院で行われる 保健師関連の研修

- 長期研修: 専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野(1年間)
専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科(3ヶ月)
- 短期研修: 公衆衛生看護管理者研修 実務管理(10日間)
公衆衛生看護管理者研修 人材管理(3日間)
- 年間修了者数: 120-130名程度

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野

■ 目的

地域保健福祉業務において、指導的立場で実践活動を総合的に推進するために必要な能力を養うことを目的とします。

■ 対象者

1. 国や地方公共団体から派遣される保健・医療・福祉分野に従事している職員(保健師、助産師、看護師、管理栄養士、福祉職 など)
2. 将来、地域保健福祉活動分野の職務に就職することを志望し、そのための高度の知識を得ようとする方

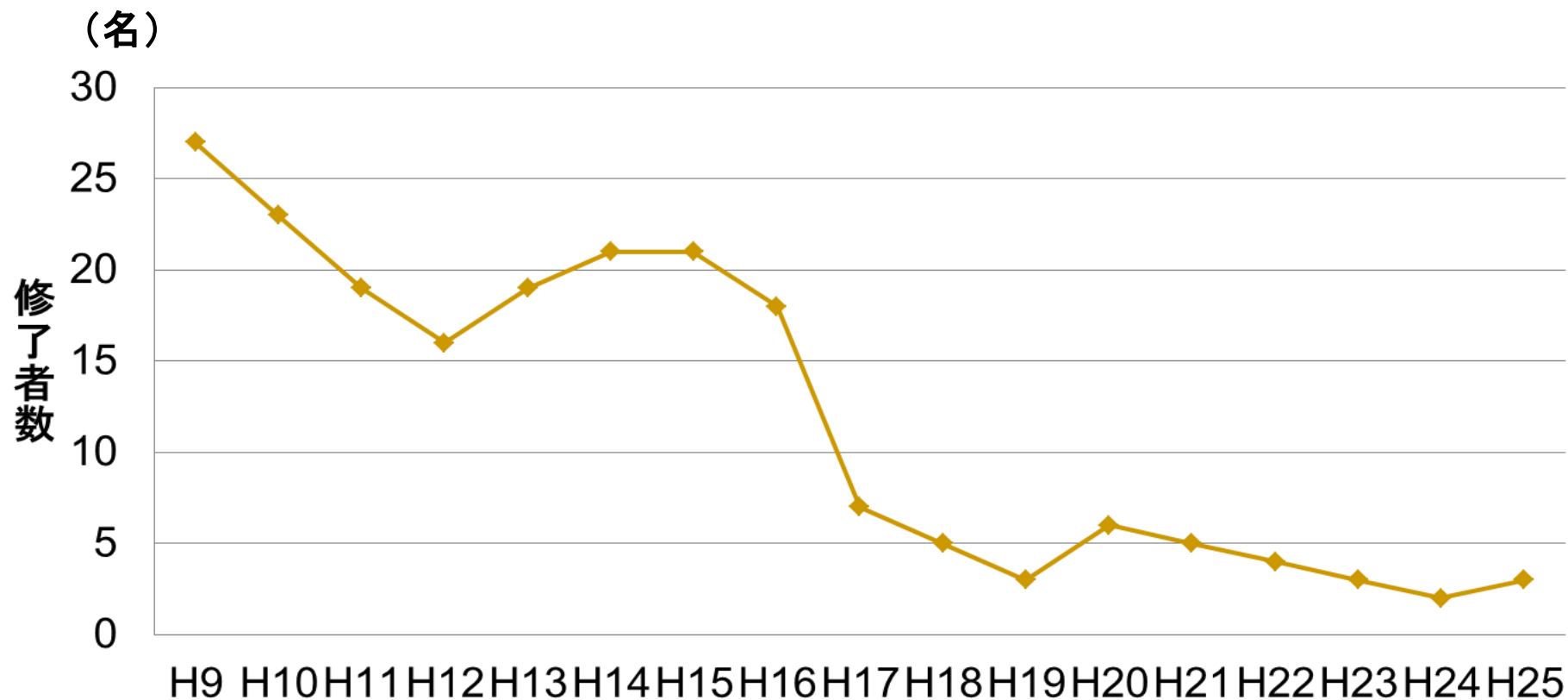
■ 募集定員 専門課程Ⅱ 全体で20名

■ 研修期間 1年間

■ 入学資格

1. 国または地方公共団体が推薦する方で、現在、保健・医療・福祉部門(保健・福祉行政担当部署・保健所、福祉事務所、市町村保健センター等)に所属し、これまでに保健・医療・福祉部門の実務経験が3年以上ある方
2. 学校教育法に定める大学で公衆衛生に関連のある分野を卒業した方、もしくは卒業見込みの方。
3. 前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると院長が認める方

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野 修了者数の推移



※H15年度まで専攻課程、H16年度以降専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野
H14年度以降助産師・管理栄養士等他職種若干名を含む

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野 派遣元

都道府県	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 (年度)
北海道	1	1		1					
茨城県									1
東京都	2	2	2	1	3	2	2	2	1
神奈川県						1		1	
富山県	1								
山梨県		1			1				
愛知県			1			1			
滋賀県	1		1						
岡山県	1	1							
山口県		1		1					
愛媛県	1								
熊本県	1								
鹿児島県	1								
財団病院	1								
自費	8	1	1		2	1	2		



専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科

■ 目的

地域保健福祉に関連する業務において、実践活動の質的向上を図るために必要な知識・技術を修得することを目的とします。

■ 対象者

国や地方公共団体から派遣される保健・医療・福祉分野に従事している職員(保健師、看護師、管理栄養士、福祉職 など)

■ 募集定員

専門課程Ⅲ全体で20名

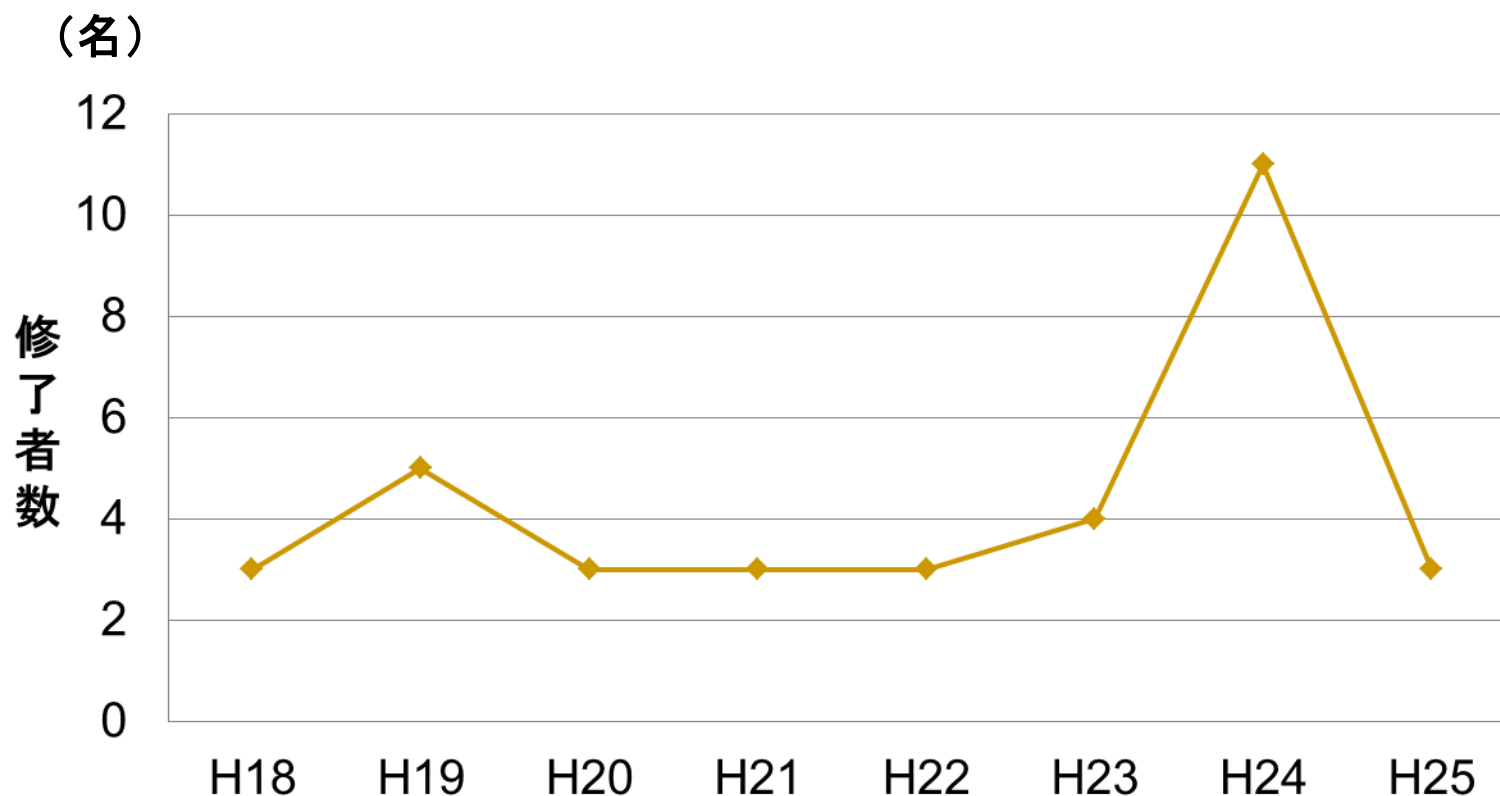
■ 研修期間

3ヶ月

■ 入学資格

1. 国または地方公共団体等が推薦する方で、現在までに5年以上就業し、保健・福祉部門の実務経験が通算3年以上ある方。
2. 学校教育法に定める大学で公衆衛生または公衆衛生に関連する社会福祉の分野を卒業した方。
3. 前号に掲げる者と同等以上の学力を有すると院長が認める方。

専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科 修了者数の推移



※助産師・管理栄養士等他職種若干名を含む

専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科 派遣元

都道府県	H19	H20	H21	H22	H23	H24 (年度)
北海道	1	1	1	1		1
青森県						1
福島県						4
千葉県	1	1	1	1		
山梨県	1		1		1	1
静岡県					1	
奈良県					1	1
岡山県		1		1	1	1
佐賀県						1
さいたま市	1					
横浜市	1					
大阪市						1



専門課程カリキュラム(1)

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野・Ⅲ 地域保健福祉専攻共通カリキュラム (4月～7月)

全分野共通必修科目 (専門課程全分野合同)	最初の導入的・総論的な講義		
3分野合同必修科目 (専門課程Ⅰ， 専門課程Ⅱ・Ⅲ)	公衆衛生総論	社会保障論	社会調査法
	疫学概論	保健統計概論	環境保健概論
	実地見学(浄水場、水再生センター、検疫所、食肉衛生検査センター等)		
地域保健福祉分野 必修科目	公衆衛生看護管理	地域保健活動論	地区組織・連携活動論
	人材育成方法論	対人保健活動論	研究方法
	感染症	地域診断演習	



専門課程カリキュラム(2)

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野のみのカリキュラム(7月～翌年2月)

地域保健福祉分野 必修科目	疫学各論	行動科学	学校・思春期保健
	精神保健	産業保健	母子保健
	保健人口学		
選択科目	保健情報利用概論	高齢者保健・在宅ケア	毒性学
	適応生理学	住環境学	食品衛生
	放射線衛生	口腔保健	
	保健経済学(遠隔)	保健社会学(遠隔)	その他(遠隔)
合同臨地訓練	多職種でチームを組み、自治体に出向いて、調査研究を実施。プロセスも含めて報告書にまとめ、現地、科学院でそれぞれ発表(7月～10月)		
特別研究	各自のテーマで、調査研究を実施し、報告書にまとめて、発表(7月～翌年2月)		

専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野、Ⅲ 地域保健福祉専攻科の評価 (1年後のフォローアップ調査: H21～23年度修了生に対して)

本研修が役に 立っていますか	専門課程Ⅱ (1年間) (対象者12名)		専門課程Ⅲ (3か月間) (対象者10名)	
	本人 (回答9名)	派遣元 (回答3名)	本人 (回答6名)	派遣元 (回答9名)
たいへん役に 立っている	4	1	1	3
役に立っている	5	2	5	5
どちらとも言え ない	0	0	0	1
役に立っていない	0	0	0	0
まったく役に 立っていない	0	0	0	0

公衆衛生看護管理者研修 実務管理(H26年度要項)

■ 目的

公衆衛生看護領域において管理期の保健師として、期待される役割を総合的に判断でき、実践業務へ応用することができる

■ 対象者・受講資格

保健師免許を有し、保健師として都道府県、政令指定都市等に勤務する管理期の保健師、または、同等以上の学識及び経験を有すると院長が認める方

■ 定員 70名

■ 研修期間 前期:5月に7日間 後期:翌年1月に3日間 合計10日間

● 一般目標

公衆衛生看護領域において管理期の保健師として、期待される役割を総合的に判断でき、実践業務へ応用することができる。

● 到達目標(以下のことができる)

- 1.公衆衛生看護行政の動向の説明
- 2.管理期の保健師に求められる役割の説明
- 3.リスクマネジメントの特性と求められる役割の説明
- 4.地域ケアシステムの構築のための地域診断・計画策定・実施・評価の実施
- 5.地域ケアシステムの推進のための役割の説明

公衆衛生看護管理者研修 人材管理(H26年度要項)

■ 目的

公衆衛生看護領域における統括的な役割を担う管理的立場の保健師として、施策化および人材育成に関わる必要な方策を提言できる

■ 対象者・受講資格

都道府県・保健所設置市・特別区において人材育成・保健師統括部門あるいは管理的立場にある保健師

■ 定員 50名

■ 研修期間 11月に5日間

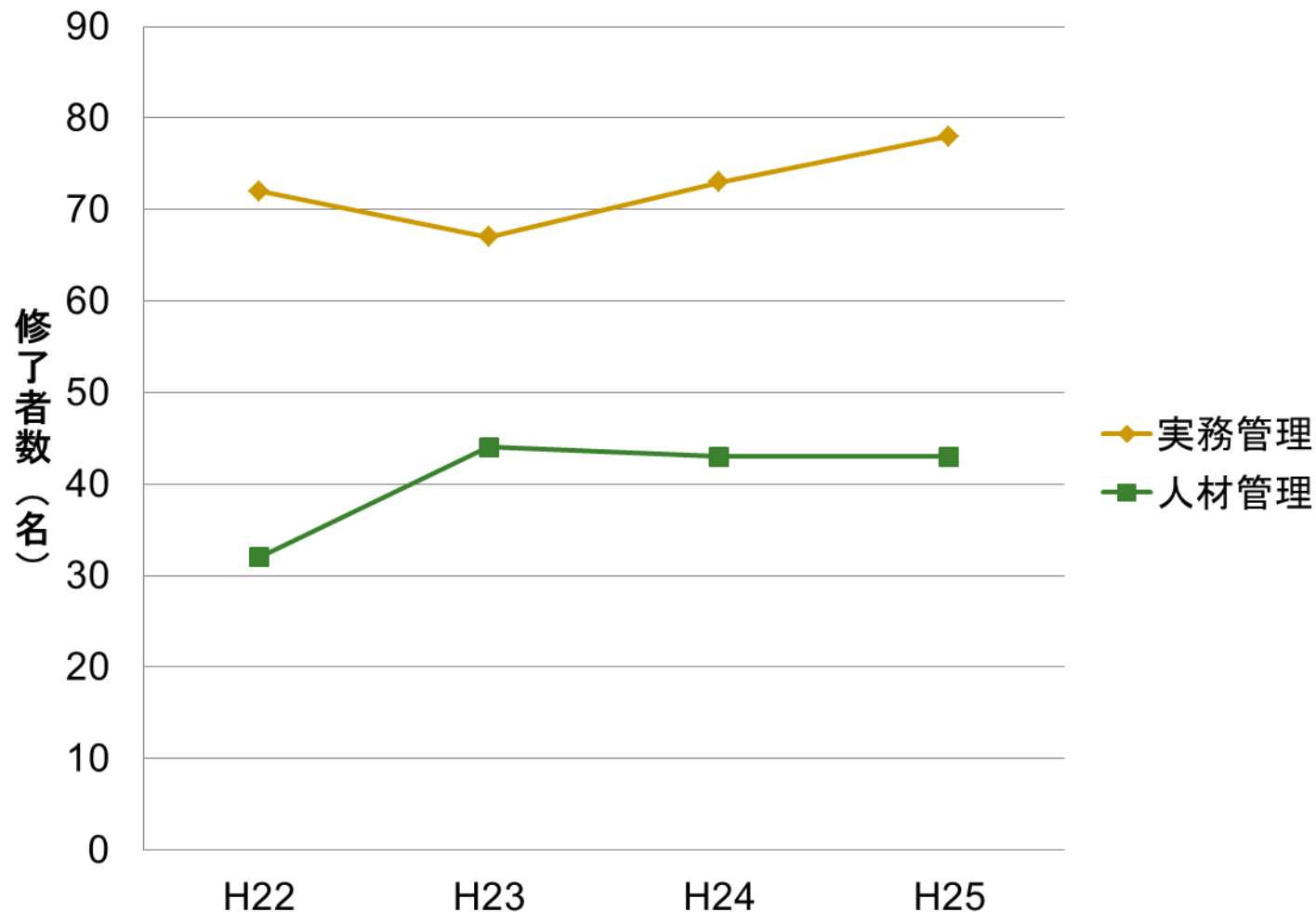
● 一般目標

公衆衛生看護領域における統括的な役割を担う管理的立場の保健師として、施策化および人材育成に関する必要な方策を提言できる。

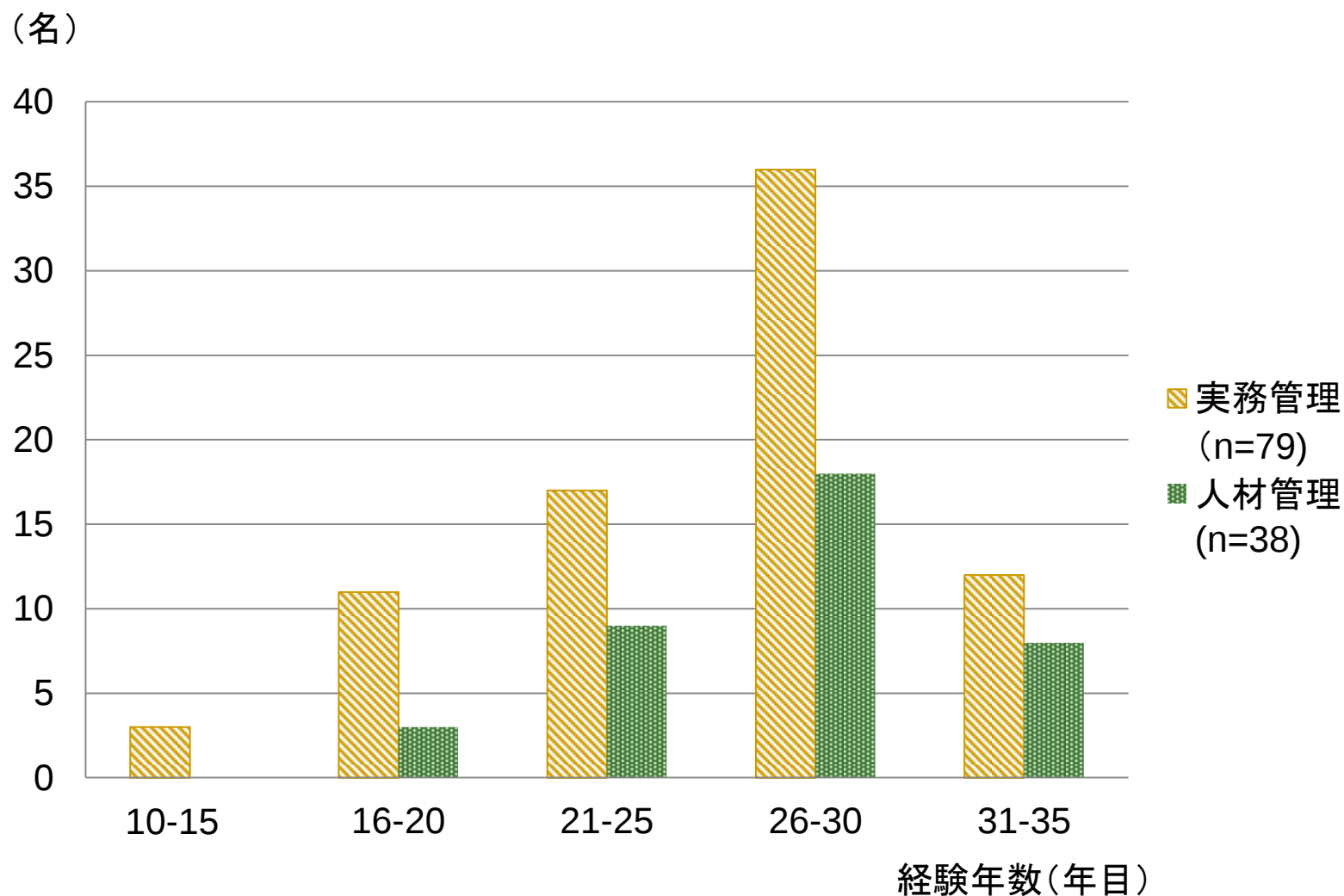
● 到達目標(以下のことができる)

1.公衆衛生看護行政の動向と理論の説明 2.公衆衛生看護管理者に必要な理念と役割の説明 3.自組織の公衆衛生に関わる人材育成の実態を分析し、人材育成体制を構築 4.公衆衛生看護責任者として、今後の組織の方向性を示す

公衆衛生看護管理者研修 修了者数の推移

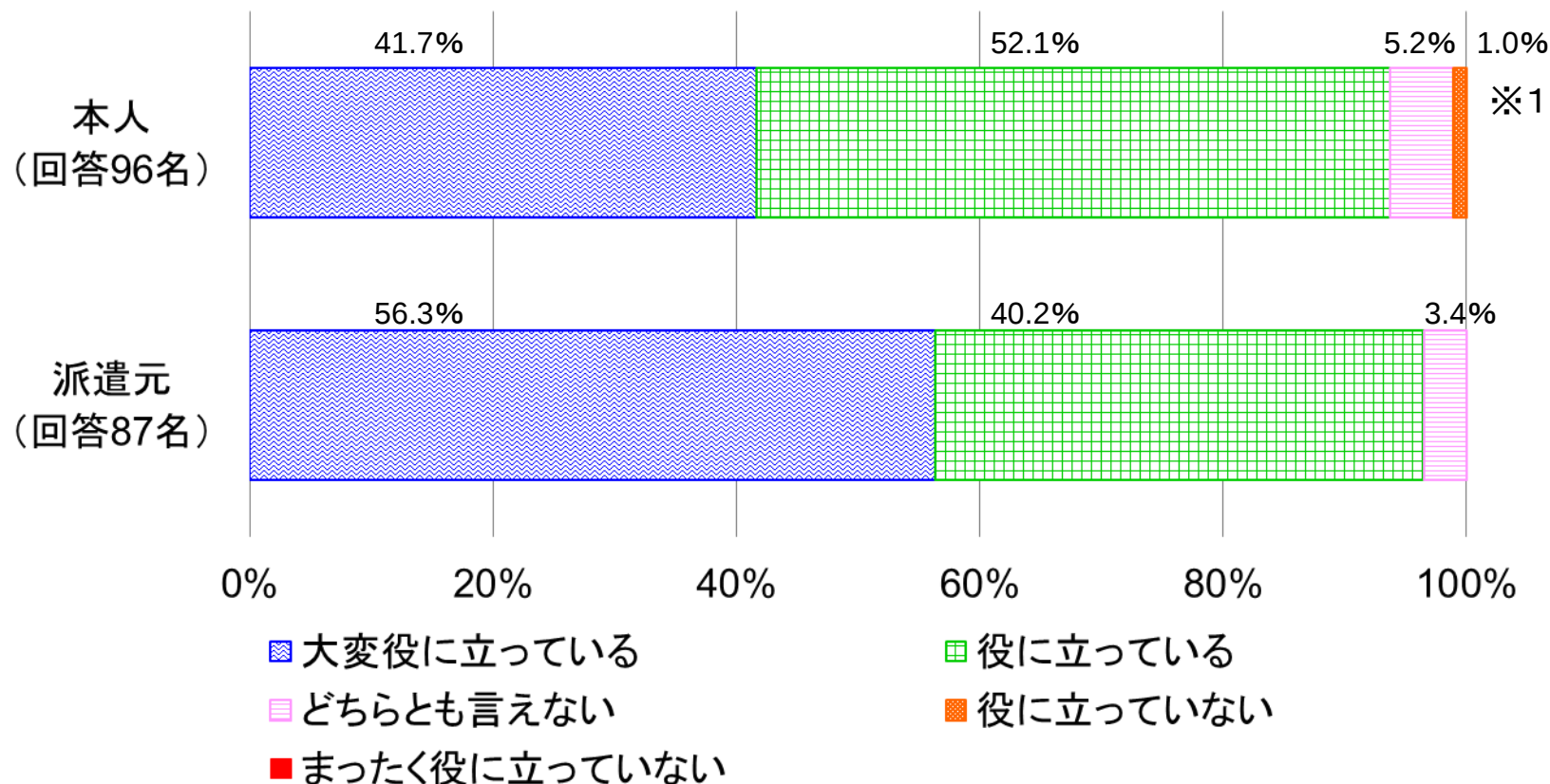


公衆衛生看護管理者研修 受講生の保健師経験年数



公衆衛生看護管理者研修(実務管理)の評価

対象者(139名)



※1 人事異動のため

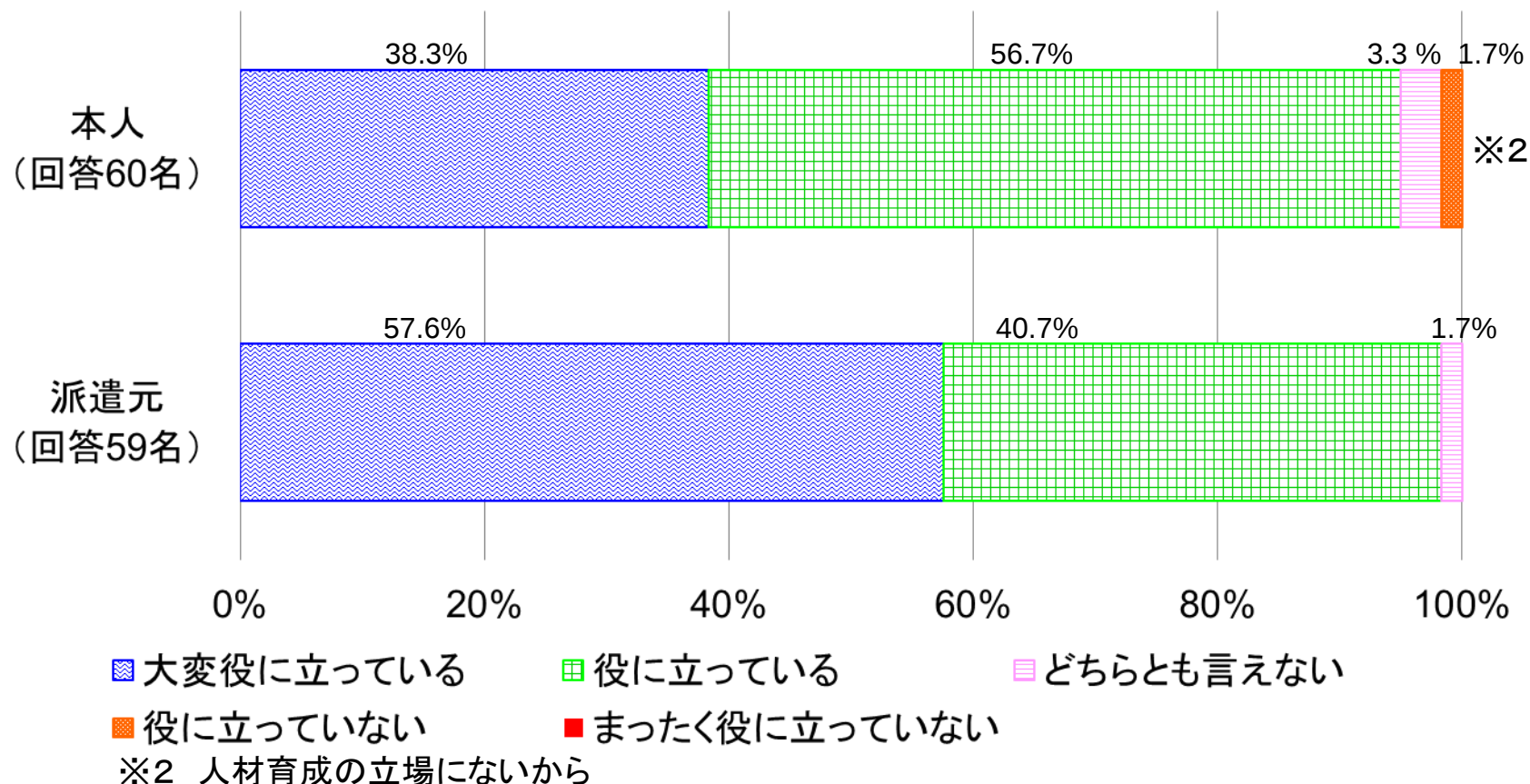
引用: 1～2年後のフォローアップ調査: H22,23年度修了生に対して(H24年度実施)



National Institute of Public Health, JAPAN

公衆衛生看護管理者研修(人材管理)の評価

対象者(76名)



引用:1~2年後のフォローアップ調査:H22,23年度修了生に対して(H24年度実施)



公衆衛生看護管理者研修(実務管理・人材管理)の評価

Q1 科学院での集合研修の前後にインターネットによる遠隔授業を取り入れて、集合研修期間の短縮化を図ると、どのような変化が予想されますか。

■ 今より参加しやすくなると回答した受講生の理由

- ・座学的なものはなるべく少なくした方が、職場を空ける期間が短くなり、業務及び費用の面で助かる。
- ・講義形式のものは、遠隔授業でよいと思う。長期間の研修は参加される人が限定され、意欲のある方の参加がしやすくなる。
- ・インターネットを活用する事により、研修を受けられる人が増える。
- ・事前に研修の目的を理解する事になり、集合研修が効率的に(スムーズに)理解できる。

Q1 科学院での集合研修の前後にインターネットによる遠隔授業を取り入れて、集合研修期間の短縮化を図ると、どのような変化が予想されますか。

■ どちらとも言えない(判断できない)と回答した受講生の理由

- ・就業時間内では、現場の仕事に追われるため、インターネットによる遠隔授業を行う時間の確保が困難である。
- ・交通費の問題が大きいため、集合研修期間よりも回数の方が影響がある。
- ・遠隔授業は事後フォロー的な個々の学びを深めるという目的であれば、意味があるかと思う。
- ・研修期間が短縮されると研修に参加しやすくなる反面、学びの多いグループワークの時間が短くなるため、単純に短縮化がいいとは言えない。

Q2 科学院の研修全般へのご意見をお聞かせください。

(派遣元)

- ・実際に携わる業務を課題として取り上げ、思考過程と実践を組み合わせた内容で、とても有意義である。
- ・市町村保健師を支援する県型保健所保健師の、資質向上のための研修を充実してほしい。
- ・長期派遣は予算の関係上難しいため、このような短期研修を継続してほしい。
- ・遠方の自治体のために、出張研修(科学院の方々が地方に来ていただく)があるとよい。

(受講生)

- ・科学院の先生方や全国から専門の先生を講師に迎え、非常に勉強になる。
- ・遠隔の地方職員にも参加が可能な方法を検討していただきたい(ブロック別での研修の企画等)。
- ・ある程度同じテーマで継続的に研修していただけるとありがたい。